

## ◎小口支払基金管理規則

制 定 平 8. 4. 1 規則1  
改 定 平26. 12. 22 規則2

(管 理)

**第1条** 小口支払基金（以下「基金」という。）は、会計管理者が管理する。

（平19規則3一部改正）

(用 途)

**第2条** 基金に属する資金（以下「資金」という。）は、1口20,000円以下の需用費、役務費、使用料、賃借料及び備品購入費の支払に充てる。

(資金前渡)

**第3条** 会計管理者が必要と認めるときは、前条に掲げる経費に充てるため、職員に対し、資金を前渡することができる。

（平19規則3一部改正）

(基金への繰入れ)

**第4条** 事務局長又は前項の規定により資金の前渡を受けた者（以下「資金前渡受領者」という。）は、支出額に相当する金額を速やかに歳入歳出予算の正当科目から基金に繰り入れなければならない。

(資金前渡の特例)

**第5条** 前条の規定により基金に繰り入れるべき金額については、基金に繰り入れないで資金前渡受領者に対し前渡することができる。

2 前項の規定により前渡される金額については、歳入歳出予算から基金に繰り入れたうえ、基金から資金前渡により支出されたものとして整理するものとする。

(収支計算書)

**第6条** 会計管理者は、毎月分の収支計算書を翌月の10日までに監査委員に提出しなければならない。

（平19規則3一部改正）

(備付帳簿)

**第7条** 会計管理者は、小口支払基金収支整理簿（第1号様式）を、事務局長及び資金前渡受領者は、小口支払基金出納決議簿（第2号様式）を備え、それぞれ資金の収支を明らかにしておかなければならない。

（平19規則3一部改正）

(施行の細目)

**第8条** この規定の施行について必要な事項は、会計管理者が定める。

（平19規則3一部改正）

### 附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平19. 4. 1規則3）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平26. 12. 22 規則2）

この規則は、公布の日から施行する。